

国の基本指針において都道府県等自治体に国が求める「成果目標」

資料2-5

次期計画(令和9年4月から令和12年3月)

現行計画(令和6年4月から令和9年3月)



①施設入所者の地域生活への移行

1	・地域移行者数：令和7年度末施設入所者数の6%以上	同 現行計画
2	・施設入所者数：令和7年度末の5%以上削減	同 現行計画

①施設入所者の地域生活への移行

・地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

1	・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：319.3日以上	※目標値変更
2	・精神病床における1年以上入院患者数	同 現行計画
3	・精神病床への30日以上再入院率：退院後90日時点 10.3%以下、退院後180日時点 17.4%以下、退院後365日時点 25.7%以下	【新規】 ※指標変更
4	・心のサポーター数：令和15年度末までに100万人以上	【新規】
5	・K6により住民のこころの状態を把握	【新規】

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
・精神病床における1年以上入院患者数
・精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上
<新規>
<新規>

③福祉施設から一般就労への移行等

1	・一般就労への移行者数：令和6年度実績の1.31倍以上	※目標値変更
2	・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上	同 現行計画
3	・就労定着支援事業の利用者数：令和6年度末実績の1.47倍以上	※目標値変更
4	・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上	同 現行計画
5	・協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。令和11年度の就労選択支援利用者を82,000人以上	【新規】
6	・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進	同 現行計画

④福祉施設から一般就労への移行等

・一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上
<新規>
・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進

④障害児支援の提供体制の整備等

1	・4つの中核機能を確保：各市町村又は圏域、インクルージョン推進のための協議の場の設置：各都道府県・各市町村又は圏域	【新規】 ※一部追加
2	・難聴児支援を総合的に推進するための計画の策定：各都道府県、難聴児支援の中核的機能を果たす体制及び新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の構築：各都道府県（必要に応じて政令市）	※一部追加
3	・主として重症心身障害児を支援する事業所又は重症心身障害児を受け入れる体制を整備した事業所の確保：各市町村又は圏域	※一部追加
4	・医療的ケア児等支援に関する協議の場・コーディネーターの配置：各都道府県・各市町村又は圏域（都道府県の協議の場には医療的ケア児支援センターが参画）	※一部追加
5	・障害児入所施設からの移行調整の協議の場の設置：各都道府県・政令市	同 現行計画
6	・障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保：各市町村又は圏域	【新規】
7	・強度行動障害を有する児に関する支援ニーズを把握及び支援体制の整備：各市町村又は圏域	【新規】

⑤障害児支援の提供体制整備等

・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の(インクルージョン)推進体制の構築
・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上
・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置
・各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置
・児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
<新規>

国の基本指針において都道府県等自治体に国が求める「成果目標」

資料2-5

次期計画(令和9年4月から令和12年3月)

現行計画(令和6年4月から令和9年3月)

⑤地域生活支援の充実

1	・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと	同 現行計画
2	・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること	同 現行計画

③地域生活支援の充実

・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

⑥相談支援体制の充実・強化等

1	・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等	同 現行計画
2	・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	同 現行計画
3	・相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする	【新規】

⑥相談支援体制の充実・強化等

・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
<新規>

⑦障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上

<新規項目>

1	・各都道府県に人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置	【新規】
2	・各都道府県に生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置	【新規】
3	・都道府県における相談支援専門員研修等の実施	同 現行計画

<新規項目>

<新規>
<新規>
・都道府県における相談支援専門員研修等の実施（⑦に記載）

⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

1	・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築	同 現行計画
2	・各都道府県等の障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率（毎年度1回）を100%とする	【新規】

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制の構築
<新規>

次期計画(令和9年4月から令和12年3月)

現行計画(令和6年4月から令和9年3月)

① 施設入所者の地域生活への移行等	
(都道府県・市町村)	
1	居宅介護の利用者数、利用時間数
2	重度訪問介護の利用者数、利用時間数
3	同行援護の利用者数、利用時間数
4	行動援護の利用者数、利用時間数
5	重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数
6	生活介護の利用者数、利用日数
7	自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数
8	就労選択支援の利用者数_____。
9	就労移行支援の利用者数、利用日数
10	就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
11	就労定着支援の利用者数
12	療養介護の利用者数
13	短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
14	自立生活援助の利用者数
15	共同生活援助の利用者数
16	施設入所支援の利用者数
17	施設における居室の個室化等の取組状況【新規】
18	計画相談支援の利用者数
19	地域移行支援の利用者数
20	地域定着支援の利用者数
21	意向確認担当者の地域生活への移行に向けた支援回数【新規】

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	
(都道府県・市町村)	
22	保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数
23	保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
24	保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価
25	心のサポーター養成研修実施回数【新規】
26	精神保健福祉相談員講習会等の実施回数【新規】
27	精神障害者の地域移行支援の利用者数
28	精神障害者の地域定着支援の利用者数
29	精神障害者の共同生活援助の利用者数
30	精神障害者の自立生活援助の利用者数
31	精神障害者の自立訓練（生活訓練）
32	精神障害者の短期入所の利用者数【新規】
(都道府県)	
33	精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

③ 地域生活支援の充実	
(都道府県・市町村)	
34	地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実にに向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

① 施設入所者の地域生活への移行等		現行福祉計画／児計画
(都道府県・市町村)		
○	居宅介護の利用者数、利用時間数	P148/-
○	重度訪問介護の利用者数、利用時間数	P148/-
○	同行援護の利用者数、利用時間数	P148/-
○	行動援護の利用者数、利用時間数	P148/-
○	重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数	P148/-
○	生活介護の利用者数、利用日数	P149/-
○	自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数	P149/-
・	就労選択支援の利用者数、 利用日数	P151/-
○	就労移行支援の利用者数、利用日数	P151/-
○	就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数	P151/-
○	就労定着支援の利用者数	P151/-
○	療養介護の利用者数	P152/-
○	短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数	P153/-
○	自立生活援助の利用者数	P154/-
○	共同生活援助の利用者数	P154/-
○	施設入所支援の利用者数	P154/-
新	<新項目>	記載なし【新規】
○	計画相談支援の利用者数	P155/-
○	地域移行支援の利用者数	P155/-
○	地域定着支援の利用者数	P155/-
新	<新項目>	記載なし【新規】

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築		現行福祉計画／児計画
(都道府県・市町村)		
○	保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	P145/-
○	保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	P145/-
・	保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び活動状況の 実施回数	P145/-
新	<新項目>	記載なし【新規】
新	<新項目>	記載なし【新規】
○	精神障害者の地域移行支援の利用者数	P145/-
○	精神障害者の地域定着支援の利用者数	P145/-
○	精神障害者の共同生活援助の利用者数	P145/-
○	精神障害者の自立生活援助の利用者数	P145/-
○	精神障害者の自立訓練（生活訓練）	P145/-
新	<新項目>	記載なし【新規】
(都道府県)		
○	精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数	P145/-

③ 地域生活支援の充実		現行福祉計画／児計画
(都道府県・市町村)		
○	地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実にに向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数	P138（成果目標）/- ※コーデ ィネーターの配置人数 市町村扱い

次期計画(令和9年4月から令和12年3月)



現行計画(令和6年4月から令和9年3月)

④ 福祉施設から一般就労への移行等	
(都道府県)	
35	障害者に対する職業訓練の受講者数
36	福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
37	福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
38	福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数

⑤ 発達障害者等に対する支援	
(都道府県・市町村)	
39	発達障害者地域支援協議会の開催回数
40	発達障害者支援センターによる相談支援の件数
41	発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
42	発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
43	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
44	ペアレントメンターの人数
45	ピアサポートの活動への参加人数

⑥ 高次脳機能障害者に対する支援【新項目】	
(都道府県)	
46	高次脳機能障害者支援センターの設置箇所数【新規】
47	高次脳機能障害者支援地域協議会の開催回数【新規】
48	高次脳機能障害者支援センターにおける支援コーディネーターの配置人数【新規】
49	高次脳機能障害者支援センターにおける相談件数【新規】
50	高次脳機能障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数【新規】

⑦ 障害児支援の提供体制の整備等（現計画では⑥）	
(都道府県・市町村)	
51	児童発達支援の利用児童数、利用日数
52	放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
53	保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数
54	訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
55	障害児相談支援の利用児童数
56	医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
(都道府県)	
57	福祉型障害児入所施設の利用児童数
58	医療型障害児入所施設の利用児童数
59	医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数

④ 福祉施設から一般就労への移行等		現行福祉計画／児計画
(都道府県)		
○	障害者に対する職業訓練の受講者数	P145/-
○	福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数	P145/-
○	福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数	P145/-
○	福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数	P145/-

⑤ 発達障害者等に対する支援		現行福祉計画／児計画
(都道府県・市町村)		
○	発達障害者地域支援協議会の開催回数	P146/P171
○	発達障害者支援センターによる相談支援の件数	P146/P171
○	発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数	P146/P171
○	発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数	P146/P171
○	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	P146/P171
○	ペアレントメンターの人数	P146/P171
○	ピアサポートの活動への参加人数	P146/P171

<新項目>		現行福祉計画／児計画
新	<新項目>	記載なし【新規】

⑥障害児支援の提供体制の整備等		現行福祉計画／児計画
(都道府県・市町村)		
○	児童発達支援の利用児童数、利用日数	-/P173
○	放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数	-/P173
○	保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数	-/P173
○	訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数	-/P173
○	障害児相談支援の利用児童数	-/P175
○	医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	-/P171
(都道府県)		
○	福祉型障害児入所施設の利用児童数	-/P174
○	医療型障害児入所施設の利用児童数	-/P174
○	医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数	-/P171

次期計画(令和9年4月から令和12年3月)

現行計画(令和6年4月から令和9年3月)

⑧ 相談支援体制の充実・強化等（現計画では⑦）	
（都道府県）	
60	都道府県における相談支援の体制整備の取組【新規】
（市町村）	
61	基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数
62	基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の割合
63	基幹相談支援センターによる協議会の運営の関与の有無
64	協議会における個別事例の検討を通じた、地域における課題解決に向けた取組

⑨ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上【新項目】	
（都道府県）	
65	相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数
66	相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数
67	都道府県ごとに設置された人材確保等に関するワンストップ窓口において、障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上に関する支援を利用した事業所数【新規】
68	指定権者ごとに福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合【新規】

⑩ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築（現計画では⑧）	
（市町村）	
69	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
70	障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数
（都道府県・市町村）	
71	都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体と共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数

⑧ 相談支援体制の充実・強化等（現計画では⑦）		現行福祉計画／児計画
（都道府県）		記載なし【新規】
新	<新項目>	
（市町村）		
	・ <u>基幹相談支援センターの設置</u>	P143（成果目標） /-
	・ <u>基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数</u>	-(市町村計画で取扱い)
	・ <u>基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数</u>	-(市町村計画で取扱い)
	・ <u>基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数</u>	-(市町村計画で取扱い)
○	協議会における個別事例の検討を通じた、地域における課題解決に向けた取組	P143（成果目標） /-

⑨ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上【新項目】		現行福祉計画／児計画
（都道府県）		
○	相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数	P146/-
○	相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数	P146/-
新	<新項目>	記載なし【新規】
新	<新項目>	記載なし【新規】

⑩ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築（現計画では⑧）		現行福祉計画／児計画
（市町村）		
○	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数	P146/-
○	障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数	P146/-
（都道府県・市町村）		
○	都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体と共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数	P146/-